

ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格 第 4 章ボウリングボールの変更について

さて、2019 年 11 月 28 日開催の J B C 理事会により表題の規格が 2020 年 8 月 1 日より一部改正し、施行されることとなりました。

本変更に伴いボウリング大会の主催・主管団体によっては現在使用されているボールが使用できなくなる場合があるため、必ずボウリングボール 規格をご確認いただき、規格に則ったボールを使用していただきますよう宜しくお願いいたします。

尚、栃木県ボウリング場協会としましては現在発行されているボール検量証についてはそのまま令和 2 年 12 月 31 日までは猶予期間として使用を O K としますが、猶予期間の間に再検量をして頂き新しく検量証を発行して頂くか、検定者により修正+修正㊟を行って下され。また、令和 2 年 8 月 1 日以降に検量を行う場合には新規格に基づいたドリル・検量となります

2020 年 8 月 1 日より施行される新規格のなかで、特にご注意いただきたい点は以下の通りです。その他不明な点がありましたら、下記関連リンクより確認頂くか、加盟センターのドリラーにお問い合わせください。

記

① 第 34 条バランス (1) 10 ポンドを超える重量のボール ・ ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 3 オンス以内であることは 変更ないが、フィンガーホールの左右（サイドウェイト）・前後（サム／フィンガーウェイトバランス） の差が 3 オンス（85 グラム）以内となるように変更される。 ・ 指穴も窪みも開けずに使用されるボールは、ボールのどの半球の間にも 3 オンス以上の差があつてはならない

② 第 35 条ドリリング規格(1) ・ 指穴として使用するホールや窪みは 5 つ以下とし、フィンガー1 本に対し 1 つ、サムホール 1 つ に限られる。 ・ 投球中、全ての指穴を同時にグリップして使用せねばならない。 解釈：バランスホールのドリル、コンベンショナルグリップ・フィンガーチップグリップの 2 列使用、 親指を指穴へ入れない投球者における親指穴のドリル、これらが禁止となる。

（全日本ボウリング協会参考資料一部抜粋）

【全日本ボウリング協会 関連リンク】

ボウリング施設・設備及び競技用具認証規格 第 4 章変更について

<http://www.jbc-bowling.or.jp/wp-content/uploads/2019/12/7267b6d857b00070923b3bc927c2b4a0.pdf>

ボウリング施設・設備及び競技用具認証規格 第 4 章ボール抜粋

<http://www.jbc-bowling.or.jp/wp-content/uploads/2019/12/a321bc6c564d17a58803e655dd6a68f0.pdf>

ボウリング施設・設備及び競技用具認証規格 第 4 章ボール変更内容

<http://www.jbc-bowling.or.jp/wp-content/uploads/2019/12/9a9ff24f0aad05179c2fbd0f98ac113e.pdf>

J B O 国内統一ルール制定委員会 ボウリングボール規格附則

http://japanbowling.org/wp-content/uploads/2020/03/200312ball_rules.pdf